

AIUの海外旅行保険インターネット契約にて海外旅行保険をご契約いただくお客さまへ  
必ずお読みください。▲印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。  
ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、巻末にてご確認ください。

## 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

2013年10月1日以降補償開始契約用  
(2013年8月版)

### 契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。本ページを印刷いただき、ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。またこの説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、**保険の約款、商品概要**にてご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

#### 1.商品の仕組み

この商品は、海外旅行の旅行行程中(注1)に被保険者(保険の対象となる方、以下「被保険者」といいます。)がケガをしたときや病気になったときなどを主に補償する保険です。各補償内容など詳細につきましては「2.補償の内容」にてご確認ください。

事由	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救援費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

○=補償対象です。 ×=補償対象ではありません。

(注1)「旅行行程中」とは、保険証券(契約証)記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。なお、保険期間(保険のご契約期間、以下「保険期間」といいます。)が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

#### 2. 補償の内容

##### (1) 保険金をお支払いする主な場合

ご契約タイプによって、セットされる特約やご契約の内容が異なります。ここでは主な補償項目についてご案内いたします。詳細やその他の補償項目につきましては、**保険の約款、商品概要**にてご確認ください。

##### 1).傷害死亡

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

##### 2).傷害後遺障害

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

##### 3).治療・救援費用

旅行行程中にケガや病気の治療を受け(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含みます)治療費を負担した場合や、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など

##### 4).疾病死亡

旅行行程中に病気が原因で死亡した場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に死亡した場合を含みます。)

▲(2) 保険金をお支払いできない主な場合

前記の補償項目に関する主なお支払いできない場合を記載しています。詳細やその他の補償項目については保険の約款、商品概要にてご確認ください。

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(損害賠償責任を補償する特約においては「故意」のみ)
2. 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3. 被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転中の事故
4. 戦争、革命などの事変
5. 放射線照射、放射能汚染
6. 頸(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
7. 旅行出発前の既往症または持病による治療など
8. カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療
9. 事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリストなど(※)に該当するとき。  
(※)テロリストなどとは、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)が制裁対象としてリスト(<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf>)に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。
10. 弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき。ただし、保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。

など

### 3. 特約およびその概要

ご契約にセットされている特約について、特にご注意ください点を記載しています。詳細およびその他の特約については保険の約款、商品概要にてご確認ください。

#### ▲<「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」に関するご注意>

保険期間が31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」がセットされている場合、「2.補償の内容(2)保険金をお支払いできない主な場合」に関わらず、「ご旅行前の病気に対する応急治療」を所定の金額を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。

#### ▲<「緊急歯科治療費用補償特約」および「旅行事故緊急費用補償特約」に関するご注意>

「緊急歯科治療費用補償特約」、「旅行事故緊急費用補償特約」がセットされている保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、これらの特約はセットされません。

※延長手続きについては「その他のご注意」の「2.ご契約後にご注意いただきたいこと」にてご確認ください。

### 4. 保険期間

保険期間は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(なお、保険期間内でも、住居に帰られた時に保険契約は終了します。)実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込内容確認画面にてご確認ください。なお、満期日の管理とご継続の手続きは、保険契約者ご自身で行っていただくことが原則となりますので、ご注意ください。

### 5. 引受条件(保険金額など)

(1)ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約などをお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。(年齢、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先(注)、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)

(注)「キューバ」が渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。

(2)保険契約者と被保険者が異なり同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円(旅行目的が留学の場合は3,000万円)を上限とさせていただきます。

### 6. 保険料

保険料は、ご契約金額、保険期間、ご年齢などによって決定されます。また、実際にお客さまに払い込みいただく保険料につきましては、申込内容確認画面に表示されたものになりますので必ずご確認ください。

### 7. 保険料の払込み

保険料はクレジットカード一括払、コンビニエンスストア払、ペイジー払のいずれかの方法で払い込みください。クレジットカード払の場合、お申込み時にインターネット契約画面上でクレジットカード情報を入力いただき、有効性が確認された時点で手続き完了(保険料領収)となります。コンビニエンスストア払、ペイジー払の場合、保険料を払い込みいただいた時点でご契約が成立となります。ご契約後に契約内容の変更を行う場合には、ご契約内容の変更内容に応じて弊社が指定する方法で払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

### 8. 満期返れい金および配当金

「海外旅行保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

## ▲9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。

計算式：(返還保険料) = (契約時払込保険料) - (原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料)

## 注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。本ページを印刷していただき、ご契約後も大切に保管してください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 1. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。なお、保険期間が1年以下のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。(インターネット契約は保険期間が1年以下のため、クーリングオフの対象ではありません。)

詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### ▲2. 告知義務など

#### (1) 告知義務

1. ご契約者や被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要であるとして回答を求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

ア. ご契約のお申込みにあたっては、年齢、旅行先、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、他の傷害保険契約(注)、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の職作業または危険な運動の有無などの告知事項についてお申込画面上でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただいております。

イ. 他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事の内容などによっては、新規・継続にかかわらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。

ウ. 他の傷害保険契約(注)については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。

(注)「他の傷害保険契約」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険などの傷害保険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。

2. 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくことがあります。また、保険金などを支払いできないことがあります。

3. 上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。(弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。)

(2) 通知義務<保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務>

ご契約後、被保険者が保険期間中に行う職務を変更されるときは、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。下記のような職務に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

・プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職務

### 3. 責任開始日

(1) 保険責任は保険証券(契約証)に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

(2) インターネット契約サービスでは、弊社が保険契約承諾の画面表示を行い、お客さまがその画面をご覧になれる状態になった時点で保険契約は成立となりますが、保険料払込みの手続きが完了しないと、補償の対象にはなりませんのでご注意ください。保険料はクレジットカード一括払、コンビニエンスストア払、ペイジー払のいずれかの方法で払い込みください。クレジットカード払の場合、お申込み時にインターネット契約画面上でクレジットカード情報を入力いただき、有効性が確認された時点で手続き完了(保険料領収)となります。コンビニエンスストア払、ペイジー払の場合、保険料を払い込みいただいた時点でご契約が成立となります。ご契約後に契約内容の変更を行う場合には、ご契約内容の変更内容に応じて弊社が指定する方法で払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

### ▲4. 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

保険金をお支払いできない主な場合については、以下をご確認ください。

(1)「契約概要のご説明 2.補償の内容(2) 保険金をお支払いできない主な場合」

(2)「注意喚起情報のご説明 2.告知義務など(1)告知義務(2)通知義務」

(3)「其他のご注意2.ご契約後にご注意いただきたいこと(5) 重大な事由による解除」

### ▲5. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料の有無などについては、前記の「契約概要のご説明 9.解約時の返還保険料の有無」にてご確認ください。

### 6. 保険会社破綻時の取扱い

(1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

(2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

## 7. 個人情報の取扱い

### (1) 個人情報の利用目的

弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のため利用します。

- 1.各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 2.関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 3.弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- 4.その他保険に関連・付随する業務

### (2) 個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- 1.利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- 2.再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
- 3.ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- 4.事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合(同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。)
- 5.保険金のお支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合
- 6.その他法令に根拠がある場合

### (3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIUお問合せ窓口：電話 0120-336-112(通話料無料)

(受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

弊社の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL: <http://www.aiu.co.jp>)

## その他のご注意

### 1. お申込みの際、ご注意いただきたいこと

(1) 保険契約申込内容確認画面にて「申し込みます」ボタンをクリックされる前に、再度下記事項をご確認ください。

保険契約申込内容確認画面に表示されていることに間違いはありませんか。

ア) 知っている事実を入力されなかったり、または事実と異なることを入力されていませんか。

イ) 死亡保険金受取人は法定相続人となります。

(2) 被保険者の年齢や告知内容により、前契約と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。

(3) ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料を払い込みいただいていない場合は保険金が削減される場合があります。

(4) 申込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は、保険契約のお引受けはできません。また、申込み時に既に海外へ渡航されている方や、海外からの申込みの場合も、保険契約のお引受けはできません。

(5) ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

### 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

#### (1) 保険証券(契約証)の保管

保険証券(契約証)は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券(契約証)の表示内容および添付されている保険の約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。

#### (2) 保険契約者の住所変更

ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。

#### (3) 旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて

ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、ご契約された取扱代理店または弊社にてお申し込みください。満期後に延長のお手続きはできませんのでご注意ください。また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長のお申出をお受けできないことがあります。

#### (4) 被保険者からの解約請求

被保険者がご契約者以外である契約について、被保険者となることに同意していなかったなどの場合は、ご契約者に対してこの被保険者の部分に限り保険契約の解除を求めることができます。

詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にお知らせください。

#### (5) 重大な事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① 多重契約により被保険者(保険の対象となる方)の保険金額(ご契約金額)が著しく過大になる場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故などを起こした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合

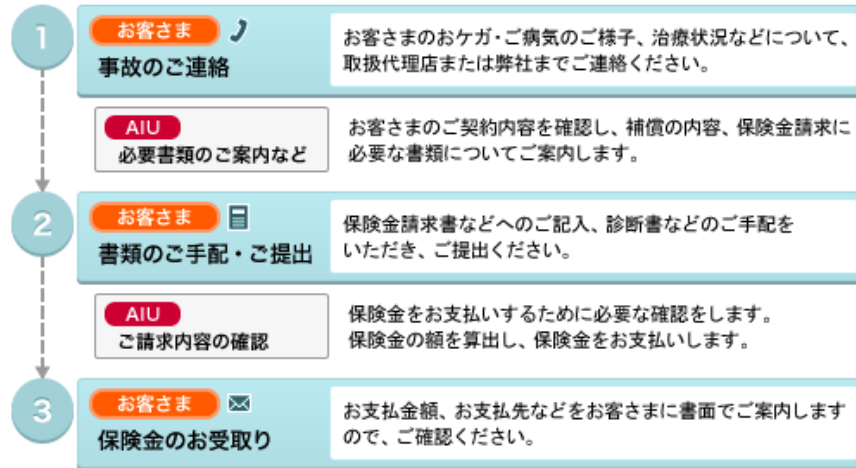
④被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など  
 なお、この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。また、既に保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。

(6)その他

- ①.ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。
- ②.ご契約について係争が生じた場合は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 3. 事故が起きた場合

(1) 保険金のお支払いの流れ(事故の内容や状況によっては、異なった流れとなる場合もあります。)



(2) 事故のご連絡

万一、事故が起きた場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店または弊社事故受付センターなどにご連絡いただき、その後の手続きについてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な処置を行ってください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(3) 弊社に相談いただきたいこと

損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときには、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(4) 保険金のご請求とお支払いについて

①. 保険金のご請求に必要な主な書類は次の通りです。(お支払いする保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能な場合があります。詳細については、事故のご報告をいただいた後にご案内させていただきます。)

なお、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 海外旅行保険保険金請求書類

		保険金の請求に必要な書類
各 保 険 金 共 通	保険金の請求書など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外旅行保険保険金請求書兼同意書(海外旅行保険・ご契約のしおり(保険小冊子)に封入されています。弊社ウェブサイトからもダウンロードいただけます。)</li> <li>・保険証券(契約証)、印鑑証明書(保険金受取人、相続人、代理人など)</li> <li>・パスポート(写し)、被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備え付けの帳簿、医療情報、個人情報にかかわる調査の同意書</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	事故の発生状況や、保険金のお支払の対象となる事故であることなどを確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、遅延/欠航証明書など)</li> <li>・免許証などの資格証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

保険金請求者が被保険者であることを証明する書類	・住民票、健康保険証、戸籍謄本 など
法定相続人を確認する書類	・法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	・代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)
死亡を確認する書類	・死亡診断書または死体検案書、被保険者の戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類	・後遺障害診断書、検査資料(画像・病理等の臨床検査記録) など
治療費用・投薬等の金額及び入院・通院などの状況・診療内容を確認する書類	・診断書、診療報酬明細書、治療費用・処方箋代や薬代等の領収書やレシート など
賠償責任補償に関する確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理見積書、被害品のリスト、損傷個所の写真、その他法律上の損害賠償責任を確認できる書類</li> <li>・示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを確認する書類</li> <li>・賃貸業者からの賃貸契約書または賃貸契約領収書 など</li> </ul>
携行品や留守宅の家財などの損害および損害の額を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害品のリスト</li> <li>・修理見積書、損傷個所の写真</li> <li>・修理不能証明書(修理業者発行)(修理が不可能な場合)</li> <li>・損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、取扱説明書</li> <li>・被害が生じた物の所有を確認できる書類 など</li> </ul>
航空機や寄託手荷物の遅延によって生じた費用の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル等客室料、食事代、交通費および国際電話料等の通信費の領収書</li> <li>・旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用の領収書</li> <li>・寄託手荷物である下着、洗面用具等の生活必需品の購入または貸与を受けた時の費用の領収書 など</li> </ul>
救援者費用の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜索救助費用の領収書や支払証明</li> <li>・航空運賃等交通費、救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃の領収書</li> <li>・宿泊施設の客室料、現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料の領収書</li> <li>・遺体輸送費用または転院などのための移転費</li> <li>・死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用の領収書</li> </ul>

・諸雑費、救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等の領収書

・旅券印紙代、査証料、予防接種料等の領収書

など

2)弊社が求めた必要書類が揃った日(請求完了日)からその日を含めて30日以内に、ケガ・病気の程度や保険金のお支払い対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、次の場合は、30日を超える場合がありますので、その場合は別途ご案内します。

ア. 医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合

イ. 保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあった場合

など

3)損害賠償責任を補償する特約においては、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払を受けられる権利)があります。

4)他に同様の補償をする保険契約がある場合のお支払方法

他に同一の事故に対して補償を受けられる保険契約や共済がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする前に他の保険契約(共済を含みます。)により保険金などが支払われるときは、その金額を損害・費用の額から差し引いて保険金をお支払いします。

万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。

(5) 保険金ご請求の期限(時効)

保険金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。

お問合せ先

#### 1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

AIUインターネット旅行保険ダイヤルお問合せ 03-5611-0874(受付時間:9:00-17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

#### 2. 事故のご報告・保険金のご請求

下記AIU事故受付センターまでご連絡ください。

(注)事故以外の各種お問合せは上記1.へお願いします。

AIU 事故受付専用ダイヤル

電話 0120-04-1799(通話料無料)

(受付時間:24時間365日)

#### 3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

保険オンブズマン

電話:03-5425-7963

(受付時間:午前9時-12時、午後1時-5時 土・日・祝日・年末年始等を除く)

ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

#### ■ 保険契約上のご注意

インターネット契約サービスでは、弊社が保険契約承諾の画面表示を行い、お客さまがその表示をご覧になれる状態になった時点で保険契約は成立となりますが、保険料の払込みの手続きが完了しませんでしたと、補償の対象とはなりませんのでご注意ください。

#### ■ インターネット契約サービスご利用上の注意

・弊社の責にやらない通信手段の障害、端末障害などにより、インターネットもしくは携帯端末での保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましては、弊社は責任を負いません。

・通信経路での盗聴などにより、保険契約情報、クレジットカード情報などが漏洩したために生じた損害につきましても、弊社は責任を負いません。

<引受保険会社>



AIU損害保険株式会社  
無断での使用複製は禁じます。  
登録番号:C-000533

---